

川崎市に請求書を提出される皆さまへ

令和8年4月1日（水）から

請求書への押印が不要になります！

これまで一部の請求書だけ押印不要としていましたが、今後はすべての請求書で押印は不要となります。

押印が不要となる代わりに、請求書を提出された方がご本人（＝正しい請求者）であるかを確認する場合があります。

川崎市に振込口座の登録がある事業者・個人の皆さまは、登録時に本人確認と振込口座の指定を行っているため、請求書提出の際に追加の確認は行いません。

また、押印が不要になるため、訂正印は使えません。書き損じの際は請求書を作り直してください。

なお、個人の皆さまの氏名・住所・口座情報につきましては、個人情報保護のため、メール・FAXでの送信を御遠慮いただいております。

郵送または対面での御提出をお願いいたします。

押印不要とする事務の取扱い変更のため、ご理解とご協力をお願いします。

*請求書の提出先が上下水道局、交通局、病院局の場合はそれぞれ別に取扱いを定めています。上下水道局、交通局は同様に押印の見直しを行っていますが、一部取扱いが異なる場合があります。病院局はこれまでどおり、請求書に押印が必要となります。

*提出先の部署によっては、専用の請求書様式を用意している場合がありますので、ご不明点は各担当部署へお問い合わせください。